

競争入札の参加者の資格等(告示)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年12月5日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項 7広第1号 広報誌デザイン等業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1)令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2)令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3)競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4)営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5)原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6)この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7)この告示の日及び入札期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8)破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10)長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11)この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1)長崎県内に本店又は支店等を有し、当該支店等に常勤の従業員を雇用していること。
- (2)令和3年4月1日から申請書の提出期限までにおいて、当該業務と同種または類似する業務に関する業務委託契約等を締結した実績があること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1)競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2)審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率(純利益率、固定長期適合率及び流動比率)
- オ 3の(2)の資格

5 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和7年12月12日までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

6 資格審査申請の方法

(1)申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(4)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(2)申請書の提出方法

競争入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に持参又は郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便)により提出すること。

ア 誓約書(様式第2号)

イ 営業概要書

ウ 委任状

エ 法人にあっては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

オ 個人にあっては、本籍地の市区町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書

ク 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

コ 印鑑届(様式第3号)

サ 口座振替申込書(様式第4号)

シ 3の(2)の資格を証明する書類(契約書の写し等)

※ウについては、権限を支社(店)長等に委任する場合に提出すること。

※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3)申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の

訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(4)申請書の交付及び提出場所

(住所)〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称)長崎県秘書・広報戦略部広報課

(電話)095-895-2023

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知(郵送)する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

9 資格の取消し等

(1)競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(11)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2)競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者も同様とする。

(3)競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。